第二百八十六条　密度基準器の器差の検査に使用する検査液は、検査を行う密度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う密度	検査液
［略］	［略］
千六百キログラム毎立方メートル以上	よう化第二水銀とよう化カリウムとの混合液

第八章　圧力基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

第三款　血圧計用基準圧力計

（表記）

第三百九条の二　血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

（機構及び作用）

第三百九条の三　血圧計用基準圧力計の機構及び作用は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

第二節　基準器公差

（血圧計用基準圧力計の基準器公差）

第三百十一条の二　血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

第三節　検査方法

（検査の条件）

第三百十二条　圧力基準器（血圧計用基準圧力計を除く。）の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。

2　血圧計用基準圧力計の検査の条件は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

第四款　血圧計用基準圧力計

（機構及び作用の検査）

第三百十七条の二　血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

（器差の検査）

第三百十七条の三　血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

第四百六条の二　濃度基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、濃度基準器を検査液中の平衡位置から静かに上下に移動させたときに、変化してはならない。

第四百二十四条の二　比重基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、比重基準器を検査液中の平衡位置から静かに上下に移動させたときに、変化してはならない。

第二百八十六条　密度基準器の器差の検査に使用する検査液は、検査を行う密度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う密度	検査液
六百五十キログラム毎立方メートルから七百キログラム毎立方メートルまで	石油エーテル、エチルエーテル、ベンジン又はこれらの混合液
千六百キログラム毎立方メートル以上	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

第八章　圧力基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

［新設］

［新設］

第二節　基準器公差

［新設］

第三節　検査方法

（検査の条件）

第三百十二条　圧力基準器の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］